

債務を保証した見返りとして預入れられた担保 → **債務保証見返担保別内訳**

(単位：百万円)

	平成 24 年 3 月末	平成 25 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金	61	60
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	723	942
そ の 他	—	—
小 計	785	1,003
信用保証協会・信用保険	15	6
保 証	417	889
信 用	110	87
合 計	1,328	1,987

将来予想される貸倒に備えるために引当した額の内訳 → **貸倒引当金の内訳**

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成 23 年度	700	761	—	700	761
	平成 24 年度	761	892	—	761	892
個 別 貸 倒 引 当 金	平成 23 年度	3,906	4,074	244	3,661	4,074
	平成 24 年度	4,074	3,666	154	3,919	3,666
合 計	平成 23 年度	4,606	4,836	244	4,362	4,836
	平成 24 年度	4,836	4,559	154	4,681	4,559

貸出金を償却した額 → **貸出金償却額**

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
貸 出 金 償 却 額	36	7

保証債務見返債権等を含んだ総与信の内、不良債権の内訳 → **金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況**

(単位：百万円 %)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (%) (B) / (A)	引当率 (%) (D) / (A-C)
	平成 24 年度	9,401	8,625	4,764	3,861	92%	83%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成 23 年度	4,878	4,878	1,688	3,190	100%	100%
	平成 24 年度	4,224	4,224	1,593	2,630	100%	100%
危 険 債 権	平成 23 年度	3,797	3,421	2,512	909	90%	71%
	平成 24 年度	4,359	3,945	2,881	1,063	91%	72%
要 管 理 債 権	平成 23 年度	391	237	186	50	61%	24%
	平成 24 年度	817	454	288	166	56%	31%
正 常 債 権	平成 23 年度	151,371					
	平成 24 年度	147,056					
合 計	平成 23 年度	160,439					
	平成 24 年度	156,458					

※保全率、引当率は小数点第 1 位を四捨五入しております。  
 (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは「3 カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。  
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸出金の内、不良債権の内訳 → **リスク管理債権の引当・保全状況**

(単位：百万円 %)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / (A)
破 綻 先 債 権	平成 23 年度	1,248	296	952	100
	平成 24 年度	1,101	239	861	100
延 滞 債 権	平成 23 年度	7,379	3,893	3,129	95
	平成 24 年度	7,449	4,227	2,809	94
3 カ月以上延滞債権	平成 23 年度	75	69	6	100
	平成 24 年度	51	41	10	100
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 23 年度	315	117	44	51
	平成 24 年度	765	241	156	52
合 計	平成 23 年度	9,018	4,376	4,132	94
	平成 24 年度	9,368	4,750	3,837	92

※保全率は小数点第 1 位を四捨五入しております。  
 ※担保・保証額 (B) + 貸倒引当金 (C) > 残高 (A) となる場合は、合計保全率にて二重加算されるため、該当債権の貸倒引当金 (C) を超過分のみ減算し、算出しています。

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (未収利息不計上貸出金) のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。  
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者  
 ②再生手続開始の申立てがあった債務者  
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者  
 ④特別清算開始の申立てがあった債務者  
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者  
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の 2 つを除いた貸出金です。  
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金  
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金  
 3. 「3 カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。  
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。  
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。  
 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。  
 8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

保有している国債などの残存期間別の残高 → **有価証券の残存期間別残高**

(単位：百万円 %)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	計	構成比
国 債	平成 23 年度	—	3,639	15,612	24,238	33,025	—	76,515	25.43
	平成 24 年度	2,999	531	11,279	25,623	26,540	—	66,974	21.49
地 方 債	平成 23 年度	120	2,660	4,773	10,592	15,731	—	33,878	11.26
	平成 24 年度	15	5,730	5,627	20,422	7,674	—	39,470	12.67
短 期 社 債	平成 23 年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成 24 年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成 23 年度	12,666	37,651	42,858	25,533	25,311	—	144,021	47.87
	平成 24 年度	20,119	36,929	41,184	34,866	23,349	—	156,449	50.21
株 式	平成 23 年度	—	—	—	—	—	28	28	0.01
	平成 24 年度	—	—	—	—	—	22	22	0.01
外 国 証 券	平成 23 年度	1,900	12,230	5,611	11,982	12,745	1,857	46,328	15.40
	平成 24 年度	7,516	8,339	5,800	10,920	10,894	5,219	48,690	15.62
そ の 他 の 証 券	平成 23 年度	—	—	9	—	—	94	104	0.03
	平成 24 年度	—	7	—	—	—	—	7	0.00
合 計	平成 23 年度	14,688	52,542	56,893	63,721	78,026	123	300,877	100.00
	平成 24 年度	30,651	51,006	53,143	77,488	67,542	31,759	311,614	100.00

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。